

利府町中小企業・小規模企業者振興基本条例の概要

第1条 目的

中小企業・小規模企業者が本町の経済の発展に果たす役割の重要性に鑑み、中小企業・小規模企業者の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、中小企業・小規模企業者の成長並びにその事業の持続的発展並びに地域経済の活性化を図り、町民生活の向上に寄与することを目的とする。

第3条 基本理念

- 中小企業・小規模企業者が地域の経済及び雇用を支える重要な役割である基本的な認識
- 中小企業・小規模企業者の自らの創意工夫及び自主的な努力を尊重すること
- 町、中小企業・小規模企業者、中小企業・小規模企業者振興団体等、町民が一体となって、国、県その他関係機関との連携を図ること

第4条～第9条 役割等

第4条 町

- 中小企業・小規模企業者の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進
- 積極的に施策に関する情報を発信

第6条 中小企業・小規模企業者振興団体

- 中小企業・小規模企業者の経営の向上及び改善に取り組み、町が実施する施策に協力

第5条 中小企業・小規模企業者

- 自主的な経営の改善及び向上を図る
- 地域社会との調和を図り、安心して暮らしやすい地域社会の実現に貢献するよう努める
- 町が実施する施策に協力

第7条 大企業者

- 地域活性化に努め、町が実施する施策に協力
- 中小企業・小規模企業者への重要な存在であることの認識及び連携・協力
- 町内物品の積極的な取扱い及び町内サービス等を積極的に利用

第9条 町民

- 中小企業・小規模企業者の役割を理解し、健全な発展に協力

第8条 金融機関等

- 中小企業・小規模企業者の経営の改善及び向上に配慮するとともに、町が実施する施策に協力

第10条 基本的施策

経営資源の確保、
経営基盤の強化
及び経営の安定

資金調達円滑化を図る
ための融資制度等
事業承継、新事業の創出
及び起業支援

国内外への販路開拓
及び受注機会の確保

新技術・新商品の開発
人材育成及び雇用の安
定

地域資源の活用
及び地場産業の
促進

基本計画の策定

各機関の意見を反映

中小企業・小規模企業者の振興